

令和4年11月4日
豊橋市環境部施設建設室
豊橋市環境部環境保全課

令和4年11月4日に報道発表した土壌汚染の現在の対応状況について

豊橋市資源化センター敷地内において、砒素及びその化合物により汚染されていた区域は現在、不透水シートで覆い立ち入りを制限しており、汚染土壌の飛散や雨水による汚染拡散の恐れはありません。今後、建設工事の進捗に併せて掘削除去等の対策を検討し実施する予定です。

また、環境省による地下水質モニタリングの手引きを参考に、当該区域から半径250m以内の井戸(4か所)において地下水汚染の状況を確認したところ、環境基本法第16条に基づく砒素及びその化合物の地下水環境基準に全て適合しており、当該井戸の所有者へ周知しました。